

1. 転売特約

転売特約が付帯された場合、売主等（被保険者）が転得者に対して瑕疵担保責任と同等の責任を負担することによって被る損害についても売主等に対して保険金をお支払いします。また、売主等が倒産等の場合などその責任を履行しない場合は、転得者に対して直接保険金をお支払いすることができます。（免責事由に該当する場合等、保険金をお支払いできないことがあります。詳細は普通保険約款・特約条項をご参照ください。）

転得者とは、①発注者等から保険対象住宅を譲り受けた者（この者から保険対象住宅を譲り受けた者を含みます。）であって、②売主等から瑕疵担保責任と同等の責任を負担することを約定する旨の保証書の交付を受けた者をいいます。売主等は、転得者に保証書を交付した場合、住宅あんしん保証に転得者証明書の発行を申請する必要があります。

2. 付帯方法 特約付帯に伴う追加料金は不要

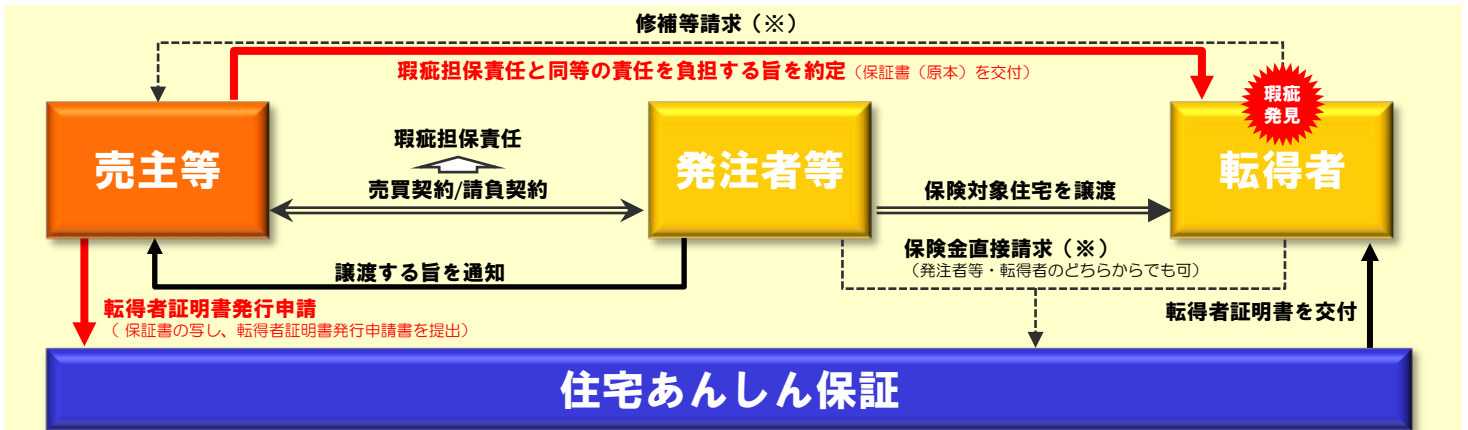
パターン(ア)	申込時同時付帯	「あんしん住宅瑕疵保険契約申込書」の特約欄に記入してください。
パターン(イ)	証券発行前中途付帯	「契約内容変更通知書」の特約欄に記入し、変更申請をしてください。 ※ 変更申請の際に、既に交付した保険証券と保険付保証書を返却してください。
パターン(ウ)	証券発行後中途付帯（※）	

3. 転得者証明書発行の手続き

売主等が保険対象住宅が譲渡されたことのお知らせを受けてから住宅あんしん保証が転得者証明書を発行するまでの流れは、以下のとおりとなります。

STEP1	売主等は発注者等から、保険対象住宅を譲渡する旨の通知を受けます。 （発注者等から通知を受ける際の帳票として、対象住宅譲渡通知書（初回譲渡時用）または対象住宅譲渡兼譲受通知書（再譲渡時用）をご利用いただけます。（提出不要）
STEP2	売主等は転得者に対し、発注者等に負担している瑕疵担保責任と同等の責任を負うことを約定する旨の保証書（※）を発行します。 ※ 住宅あんしん保証所定の雛形をご利用ください。
STEP3	売主等は住宅あんしん保証に対し、転得者証明書の発行を申請します。 ※ 必要書類：転得者証明書発行申請書、保証書の写し
STEP4	住宅あんしん保証は転得者に対し、転得者証明書を直接交付します。

◎「対象住宅譲渡通知書」、「対象住宅譲渡兼譲受通知書」、「保証書」の雛形、「転得者証明書発行申請書」は住宅あんしん保証のHPよりダウンロードが可能です。



※ 転得者がさらに譲渡した場合、譲渡人たる転得者は譲渡後に売主等に対する修補等請求および住宅あんしん保証に対する保険金直接請求をすることはできません。この場合、売主等が新たに保険対象住宅を譲り受けた転得者（新転得者）に対して瑕疵担保責任と同等の責任を負担する旨を約定し、再度住宅あんしん保証に対し転得者証明書の発行申請をしたときは、新転得者に対して転得者証明書を発行いたします。

4. 注意事項

- ◎ 住宅あんしん保証が保険期間を通じて1保険対象住宅について支払う保険金の総額は、保険金請求の時期や発注者等・転得者の数を問わず、保険証券記載の保険金額を超えないものとします。
- ◎ 転得者への保険始期日は、「転売特約が付帯された日」または「売主等の転得者に対する保証開始日」のいずれか遅い日となります。
- ◎ 義務化保険（1号保険）の場合、売主等または住宅あんしん保証と転得者との間の紛争について指定住宅紛争処理機関を利用できます。（組合施行による市街地再開発事業およびマンション建替事業における権利変換に関する特約条項が付帯された場合を除きます。）

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テブコビル6階
TEL.03-3562-8122 FAX.03-3562-8031

お客様相談室 TEL.03-6824-9095

ホームページ <http://www.j-anshin.co.jp>

お問い合わせは